



平成26年(行ケ)第6号 選挙無効請求事件

原告 岩崎 信

被告 宮崎県選挙管理委員会

答 弁 書

平成26年11月4日

福岡高等裁判所宮崎支部 御 中

〒880-0804 宮崎市宮田町11番24号 黒木ビル2階

後藤田法律事務所(送達場所)

被告指定代理人 後藤田 幸也


電 話 0985-29-0018

FAX 0985-29-0074



被告指定代理人 甲斐正文 

被告指定代理人 横山幸子 

被告指定代理人 上田浩司 

被告指定代理人 北林良弘 

被告指定代理人 宮永英敏 

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因について

原告は、請求の原因として種々述べるが、要するにその主張せんとするところは、以下のとおりと解される。

- 1 延岡市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）は、原告に対し、ポスターの掲示に関する便宜供与を怠り、ポスター掲示場の設置場所を明確に表示した詳細な図面を交付しなかった。また、ポスター貼付けの請負のあっせんも行わなかった。そのため、候補者間に著しい不公平状態が生じたにもかかわらず、市委員会は、これを解消するための対応を何も行わなかった。

他の候補者はこれまで何度も選挙に立候補しているのに対して原告は初めてであるのだから、誰でも場所を特定できる図面を交付しないことは新人候補者を混乱に陥れ、立候補経験者を有利にするものである。

これらの対応は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第111条の2並びに憲法第13条、第14条、第21条及び第31条に違反する。

- 2 公営施設である北方文化センターを個人演説会の会場として使用するための申請を行ったところ、市委員会から使用できない旨の通知を、口頭で受けた。これに抗議したところ、使用不可は取り消されたが、個人演説会の開催を不可能にする目的の不利益供与行為であった

ことは明白である。また、使用不可との回答方法が、公職選挙法等執行規程（昭和 30 年延岡市選挙管理委員会規程第 1 号）第 7 条に規定する書面によるものでなかったことは、同条に違反する。

- 3 選挙運動用ビラを新聞折込みにより配布しようとしたところ、市委員会から当該ビラへの証紙貼付けを要求されたため、配布することができなかった。16,000 枚もの選挙運動用ビラに証紙の貼付けをさせることは、非人道的であり、信義則違反、公序良俗違反並びに憲法第 13 条及び民法第 1 条違反である。また、表現の自由の事前抑制、検閲であり、憲法第 21 条違反、参政権の侵害、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「国際規約」という。）第 25 条の侵害である。

憲法違反の選挙運営により、選挙の基本理念である自由公正の原則を著しく阻害する管理執行があったことは明白である。

全ての候補者が平等にビラを頒布できるようにすることは選挙管理委員会の責務であり、市委員会がビラへの証紙貼付けについて何ら便宜供与をしなかったことは、重大な瑕疵である。

- 4 告示日から投票日までが 7 日間というのは不当に短い選挙期間である。公職選挙法（以下「法」という。）第 33 条第 5 項第 4 号では、選挙の期日は、「少なくとも 7 日前」に告示しなければならない旨規定されているが、これは、やむを得ない事情がある場合のみ 7 日前ということであり、特別な理由がなければ 20 日以上選挙期間をとる必要があるものと解される。市委員会が特別な理由なく 7 日間しか選挙期間をとらなかったことは、同号違反であり、いたずらに新人候補者に対して不利、現職候補者に有利な選挙運営を企画するもので、自由で公正な選挙の執行を阻害した。

また、法第 33 条第 5 項は、憲法第 13 条及び第 14 条に違反する。告示日から投票日までの期間を選挙の種類により差別することは、国民にとって、候補者の政策を知り、選考するための十分な時間がとれないことになり、選挙民の知る権利を侵し、選挙の自由公正に反する。

- 5 延岡市選挙公報の発行に関する条例（平成 18 年延岡市条例第 109 号。以下「公報条例」という。）の趣旨、第 2 条、延岡市選挙公報の発行に関する規程（平成 19 年延岡市選挙管理委員会告示第 64 号。以下「公報規程」という。）第 9 条第 3 項違反の管理執行があった。市委員会発行の選挙公報において、候補者の政見等掲載枠が葉書 1 枚程の大きさしかなく、著しく小さいのは不当である。

余白の方が候補者の政見等掲載枠よりも 5 倍も大きいことは、選挙公報発行の本来の目的に違反する。候補者の政見等の掲載スペースが最大化されなかったのは、不合理な制限である。

新人候補者の政見掲載枠を最小化することにより、現職候補者を有利に立たせる結果となる。選挙の結果に異動を及ぼす自由公正違反である。

また、当該選挙公報の規格及び様式を決定したとされる選挙管理委員会の議事録には、その旨の記載がないので、公報規程第 9 条第 1 項に違反する選挙管理執行であった。

- 6 選挙の公正さを選挙終了後に検証可能な状態にするために、できる限り詳細な集計記録を残すことは、選挙管理委員会の義務であるにもかかわらず、市委員会が記名式投票と記号式投票の別々の集計結果を記録しなかったことは、公正性検証可能化義務違反であり、選挙の適正手続及び国際規約第 25 条違反であって、選挙の自由公正の原則を

阻害する管理執行である。

当然残すべき基本的な集計記録を残さなかったことは、選挙に不正があったとみなさなければならない。

- 7 延岡市に住民登録されており、選挙人名簿にも登録されているにもかかわらず、延岡市外の学校へ通っている 20 歳以上の学生の不在者投票及び期日前投票が拒否されている。宣誓書で「学業」を選択した学生に対してのみ投票権を奪うことは、平等保護違反であり、憲法第 15 条第 2 項、法第 9 条第 2 項及び国際規約第 25 条違反である。

20 歳以上の学生の不在者投票及び期日前投票が拒否されていることが市委員会の長年の慣行であることは、委員会議事録等から明らかである。

若年者の投票率を低下させる選挙の管理執行であり、投票権を奪われた学生が投票できていれば、選挙の結果に異動を生じた。

- 8 投票所の開閉時間の変更は、憲法第 31 条、国際規約第 19 条第 3 項ただし書、地方自治法第 14 条第 2 項によって、条例によらなければならないにもかかわらず、恣意的に投票時間が短縮されたことは、違法である。

また、一部の投票所のみ投票時間を短縮することは不平等であり、延岡市内の約 16,000 人の有権者が恣意的な投票時間の制限を受けているのは、憲法第 14 条に違反する。

- 9 「選挙立会人となるべき者の届出書」に原告自身を指定して提出したが、候補者は選挙立会人になれないとして拒否された。候補者が自分自身しか選挙立会人となるべき者を選択できない事情を尊重せず、

他の候補者との不平等状態を発生させた。法第 62 条第 9 項は、憲法第 13 条及び第 14 条違反である。

10 憲法違反の選挙制度に基づいて施行された本件選挙は、適正手続を欠き、無効である。選挙の自由公正を阻害した。憲法に適合しない法の規定は無効であるから、これに基づいて施行された本件選挙も無効である。

(1) 延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年延岡市条例第 26 号。以下「公営条例」という。）第 2 条、第 6 条及び第 9 条は、新規参入妨害であり、憲法第 14 条、第 15 条第 3 項及び第 21 条並びに国際規約第 25 条に違反する。

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の費用を公費負担とするか否かを、候補者の得票数によって差別することは、候補者間の公平な競争を阻害し、新規参入を抑圧するものである。

(2) 法第 86 条の 4 の規定により、立候補の届出期間が告示日当日の 8 時間のみに限られているのは、不当な立候補時間制限であり、国民の立候補の機会を不当に制限するもので、憲法第 14 条、第 15 条第 3 項及び第 21 条並びに国際規約第 25 条違反である。

(3) 法第 13 章の選挙運動の規制は、全体として表現の自由、参政権の侵害であり、国際規約第 19 条及び第 25 条、憲法第 13 条並びに世界人権宣言第 1 条違反である。

法第 138 条、第 142 条、第 142 条の 3、第 142 条の 4、第 142 条の 6、第 143 条、第 148 条第 3 項の規定により、伝達する情報の内容や種類、伝達の方法等を制限することは、候補者が市民に情報を伝える自由、市民に対する表現の自由、市民の知る権利等を侵害するもので

ある。

法第 137 条の 2 及び第 137 条の 3 は、表現の自由、参政権の侵害である。

法第 131 条及び第 164 条の 3 は集会結社の自由の侵害である。

法第 129 条は表現の自由、政治活動の自由、参政権を侵害するものであり、新人、新規参入候補者を著しく不利にするものである。また、政治活動全般の禁止に当たる過度に広範な規制である。憲法 13 条、15 条及び 21 条並びに国際規約第 25 条違反である。選挙運動の定義が明確ではなく、罰則が適用されるかを予見する可能性がないのは、憲法第 31 条違反である。国民の表現の自由、政治活動の自由を不必要に萎縮させ、事前抑制することとなる。

法第 243 条及び第 244 条は、過度に広範な規制であり、不当に国民の善良な政治活動を萎縮させるもので、憲法第 31 条違反である。

(4) 法第 9 条第 2 項において、選挙権を 20 歳以上の者のみに制限することは、憲法第 13 条、第 14 条及び第 15 条第 3 項並びに子どもの権利条約第 12 条及び第 13 条に違反する。

また、法第 10 条第 6 項において、被選挙権を年齢満 25 年以上の者のみに制限することは、憲法第 14 条及び第 15 条第 3 項並びに国際規約第 25 条 b 項に違反する。

(5) 市長選挙に立候補する条件として、供託金を要求する法第 92 条の規定は、憲法第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条及び第 43 条、国際規約第 25 条及び第 26 条並びに独占禁止法の理念第 3 条に違反する。

供託金を準備できるか否かで、立候補権、選挙権、参政権、表現の自由、職業選択の自由が制限されることは、個人の尊重に反する。

11 以上指摘の憲法違反の選挙制度は欧米の市町村選挙では存在せず、治安維持法の廃止とともに廃止されなければならなかった制度である。

表現の自由、平等な参政権は、民主主義の根幹をなしている自由権であるから、それを制限することが正当化されるためには、厳格な違憲審査基準を越えなければならない。

国連自由権規約委員会の最終見解では、戸別訪問の禁止等の非合理的な選挙運動の制限は、廃止されるべきことを勧告している。

12 憲法違反の異常な選挙制度は、日本国民の幸福度を低下させる原因となっている。

13 選挙権、表現・集会・結社の自由など民主主義の政治過程に不可欠な権利、参政権、基本的人権を制約する法律については、厳格な違憲審査基準が採用されなければならない。

選挙運動について、上記のような過度に広範な制限を設けなければ、禁止目的が達成できないとは認めがたく、立法目的の達成のため是非とも必要な最小限度のものということはず、国民の知る権利と選挙権の適切な行使を妨げるものとして、憲法に違反するものといわざるを得ない。

14 不公正な選挙執行がなかったならば、今回の選挙の結果に異動を及ぼすと考えられる。甚だしい不正の事実、甚だしい不公平の事実が認められれば、すなわち、得票数の差もその不公正事実によりもたらされたものとみなされなければならない、選挙の結果に異動を及ぼす虞が否定できないと判断されるものである。

15 平成 26 年 2 月 11 日に市委員会に対して、本件選挙に関する文書の情報公開及び選挙運動に関する収支報告書の閲覧を求めたが、速やかに開示がなされず、すぐに閲覧できなかった。

選挙の無効異議を申し立てているにもかかわらず、すみやかに選挙関係の文書を開示しなかったこと、原告に対して誠意ある便宜を図らなかったことは信義則違反、憲法第 31 条違反、法第 192 条第 4 項違反、法第 1 条及び第 6 条違反である。

16 本件選挙は、選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反していたこと、及び、選挙の基本理念である自由公正の原則が著しく阻害されていたことが明白である。

憲法の諸規定、表現の自由が侵害されず、本件選挙が自由公正に行われた場合には、立候補者の数は増えた可能性があり、選挙の結果が異なったことは明らかである。

年齢制限なしの選挙権により、選挙人の数が増えたならば、選挙の結果に異動を及ぼすことは明らかである。

新人候補者に対して不利な制度での選挙の管理執行がなければ、選挙の結果に異動を及ぼすことは明らかである。

候補者としての基本的な最低限の権利としての選挙公報の掲載権と同様に、ポスター掲示権、ビラの配布権等の不平等な状態が発生しなかった場合には、選挙の結果に異動を及ぼすことは明らかである。

原告の得票数が供託金没収点を超えるか否かの異動を及ぼすのみならず、当選人の選出に異動を及ぼすことは明らかである。

故に本件選挙は無効とすることが相当である。

憲法に適合しない法の規定は無効であるから、これに基づいて施行された本件選挙も無効である。

第3 前記原告の主張に対する認否、反論及び被告の主張

原告は、本件訴訟において本件選挙の無効を主張するが、およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、判例により、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（最高裁判所昭和61年2月18日第三小法廷判決）するとされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、同じく判例により、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実には生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」（最高裁判所昭和29年9月24日第二小法廷判決）とされている。

1 前記第2. 1について

原告は、市委員会がポスター掲示場の設置場所を明確に表示した詳細な図面を交付せず、ポスター貼付けの請負のあっせんも行わないなどポスターの掲示に関する便宜供与を怠ることで、候補者間に著しい不公平状態が生じたことは、令111条の2等に違反すると主張する。

しかしながら、市委員会は、他の候補者と公平に同じ内容の図面及び一覧表を原告に交付しており、また、同様の図面及び一覧表を交付したこれまでの選挙において、ポスターの掲示に支障が出た例はないのであるから（乙第2号証「2弁明の理由」(2)ア参照）、市委員会が

原告の要求する図面を交付しなかったことをもって、便宜供与を怠ったとは言えない。

また、令第 111 条の 2 の規定は努力義務を定めたものであるから、市委員会がポスター貼付けの請負を業とする者の情報を持ち合わせていなかったため、あっせんを行うことができなかったとしても、同条に違反したとは言えない。

2 前記第 2. 2 について

原告は、市委員会が公営施設である北方文化センターの使用をいったん不可としたのは、個人演説会の開催を不可能にする目的の不利益供与であり、また、使用不可との回答方法が口頭でされたことは、公職選挙法等執行規程第 7 条に違反すると主張する。

しかしながら、市委員会が同施設の使用をいったん不可としたのは、期日前投票所の入口が同じフロア内にあったことから期日前投票への影響を懸念したためであり（乙第 2 号証「2 弁明の理由」(2)イ参照）、当該通知を口頭で行ったのは、使用不可としたことを早期に知らせる目的によるものであった（乙第 3 号証「2 再弁明の理由」(2)参照）。

また、市委員会は、再検討により、当日中に原告の使用を許可することとしたため、結果的に演説会開催不能の通知は必要なくなったものであり、同規定に違反したとは言えない（実際に、原告は平成 26 年 1 月 21 日に個人演説会を開催している（乙第 2 号証「2 弁明の理由」(2)イ参照））。

3 前記第 2. 3 について

原告は、市委員会がピラへの証紙貼付けについて何ら便宜供与をしなかったことは重大な瑕疵であり、また、16,000 枚もの選挙運動用ピ

ラに証紙の貼付けをさせることは、非人道的であって、信義則等に違反する旨主張する。

しかしながら、市委員会は、法第 142 条第 7 項の規定に基づき、当該規定に則った手続きを原告に求めたのであり、また、証紙の貼付けについて選挙管理委員会に便宜供与を義務づける定めはないから、市委員会の行為に違法な事実はない。

また、同規定が憲法等に違反するとの主張は、原告独自の見解ないし論理を展開するものであり、とうてい認められない。

4 前記第 2. 4 について

原告は、告示日から投票日までが 7 日間というのは不当に短い選挙期間であり、市委員会が特別な理由なく 7 日間しか選挙期間をとらなかったことは、法第 33 条第 5 項第 4 号違反であると主張する。

しかしながら、市委員会は、本件選挙については、法に基づき選挙期日の 7 日前までに告示しているのであるから、市委員会の行為に違法はない。

また、法第 33 条第 5 項が憲法に違反するとの主張は、原告独自の見解ないし論理を展開するものであり、とうてい認められない。

5 前記第 2. 5 について

原告は、選挙公報の余白が候補者の政見等掲載枠よりも大きいこと等は、公報条例及び公報規程に違反し、また、選挙管理委員会の議事録には、選挙公報の規格及び様式を決定した旨の記載がないので、公報規程に違反する選挙管理執行であったと主張する。

しかしながら、市委員会は、当該選挙公報の規格及び様式を平成 25 年 11 月 20 日開催の選挙管理委員会において決定しているのであるか

ら（乙第2号証「2弁明の理由」(2)ウ、乙第3号証「2再弁明の理由」(3)参照）、公報規程第9条第1項の違反はなく、また、結果として原告の主張するような余白部分が生じたとしても、当該選挙公報に候補者の政見等を公平に掲載し、余白には選挙に関する啓発事項を適正に掲載の上、発行したと認められる以上、公報条例第2条及び公報規程第9条第3項に違反したとは言えない。

6 前記第2.6について

原告は、市委員会が記名式投票と記号式投票の別々の集計結果を記録しなかったことは、選挙の適正手続等に違反し、選挙の自由公正の原則を阻害する管理執行であると主張する。

しかしながら、原告が主張するような集計結果の記録を義務づける定めはなく、そもそも選挙録に、各候補者の得票数を記号式投票と記名式投票に区分する必要がなかったのであるから（乙第2号証「2弁明の理由」(2)エ参照）、市委員会がこれを行わなかったとしても何ら違法となるものではない。

7 前記第2.7について

原告は、不在者投票や期日前投票について、延岡市外の学校に通っている20歳以上の学生の投票が拒否されていると主張するが、本件選挙については、不在者投票及び期日前投票において、学生の住所地に関する取扱いにより、投票を拒否した事例はない（乙第3号証「2再弁明の理由」(6)）。また、投票拒否が長年の慣行であるという事実も存在しない。

したがって、市委員会の行為に違法な事実はない。

8 前記第 2. 8 について

原告は、投票所の開閉時刻の変更は条例によらなければならないにもかかわらず恣意的に投票時間が短縮されているなどと主張する。

しかしながら、投票所の開閉時間の変更は、法第 40 条に基づき行うことができるのであって、市委員会は同規定に基づき投票所を閉じる時刻の繰り上げを適正に行っており、恣意的に投票時間を短縮している事実はないので、何ら違法は存在しない。

9 前記第 2. 9 について

原告は、候補者である原告が選挙立会人になれないとして拒否され、選挙立会人を選出できた他の候補者と不平等状態が発生したと主張する。

しかしながら、候補者本人は選挙立会人にはなれないことが法第 76 条において準用する法第 62 条第 9 項に明記されているのであるから、市委員会の行為に何ら違法は存在しない。

また、原告は当該規定が憲法に違反すると主張するが、原告独自の見解であり、とうてい認められない。

10 前記第 2. 10 について

原告は、公営条例の規定は新規参入妨害であり憲法第 14 条等に違反し、法第 86 条の 4 は国民の立候補の機会を不当に制限するもので憲法第 14 条等に違反し、法第 13 章の規定は全体として表現の自由等を定めた憲法等に違反し、法第 9 条第 2 項及び第 10 条第 6 項において選挙権及び被選挙権を年齢で制限することは憲法第 14 条等に違反し、法第 92 条の規定は供託金を準備できるか否かで立候補権等を制限するもので表現の自由等を定めた憲法等に違反する旨、主張する。

しかしながら、原告の主張は、いずれも原告独自の見解ないし論理に基づき憲法等違反を主張するものであって、とうてい認めることはできない。

11 前記第2.11について

原告は、憲法違反の選挙制度は欧米には存在せず、治安維持法とともに廃止されなければならなかったものであり、また、戸別訪問の禁止等の非合理的な選挙運動の制限は、国連自由権規約委員会の最終見解で廃止を勧告されているなどと主張する。

しかしながら、原告の主張は、いずれも原告独自の見解ないし論理に基づくものであり、被告は不知、ないし認めることはできない。

12 前記第2.12について

原告は、憲法違反の異常な選挙制度が、日本国民の幸福度を低下させる原因となっていると主張するが、原告の主張は、独自の見解ないし論理に基づくものであり、被告は不知、ないし認めることはできない。

13 前記第2.13について

原告は、選挙運動についての制限は、立法目的の達成のための最小限度のものということとはできず、国民の知る権利と選挙権の適切な行使を妨げるものとして、憲法に違反すると主張する。

しかしながら、原告の主張は、独自の見解ないし論理に基づくものであって、被告は不知、ないし認めることはできない。

14 前記第 2. 14 について

原告は、不公正な選挙執行がなかったならば、今回の選挙の結果に異動を及ぼすと考えられると主張する。

しかしながら、本件選挙において、不公正な選挙執行がなされた事実は認められないので、原告の主張は失当である。

15 前記第 2. 15 について

原告は、市委員会が、本件選挙に関する文書の情報公開及び選挙運動に関する収支報告書の閲覧を速やかにさせなかったことは、信義則等違反であると主張する。

しかしながら、情報公開手続及び収支報告書の閲覧手続と、本件選挙の手続とは関係がないのであるから、選挙の無効の理由とはならない。

16 前記第 2. 16 について

原告は、本件選挙が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反し、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されていたと主張し、また、憲法等の諸規定の侵害がなければ、選挙の結果に異動を及ぼすことは明らかであると主張して、本件選挙は無効であると主張する。

さらに、原告は、憲法に適合しない法に基づいて施行された本件選挙は無効であると主張する。

しかしながら、すでに述べたように、およそ選挙が無効とされるのは、法第 205 条第 1 項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られており、「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明

文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」し、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」とされている（前記最高裁判所判決）。

そして、これまで被告が詳細に反論したとおり、本件選挙においては、市委員会の行為につき選挙の管理執行の手續に反する事実はないのであるから、「選挙の規定に違反することがあるとき」という選挙無効の要件があるとは言えない。

よって、原告の請求は、速やかに棄却されるべきである。

以 上